平成２１年（フ）第７３号
岩手県大船渡市赤崎町字蛸ノ浦137番地８
債務者　志田　郁夫
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第６０１号
千葉県柏市根戸411番地11市営北柏Ｂ―103号
債務者　岩村　理恵
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第６０８号
千葉県松戸市栄町４丁目236番地
債務者　和泉田輝利
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第６１６号
千葉県鎌ケ谷市南初富３丁目３番10号サンモール201号
債務者　丸山　恵美（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第６１９号
千葉県柏市増尾台２丁目１番２号
債務者　山田　紀子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第６７号
兵庫県揖保郡太子町馬場11番地２
債務者　吉田　知加（旧姓牧野）
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第９５号
兵庫県たつの市揖保町門前303番地
債務者　山崎　眞義
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第３０号
広島県福山市神辺町大字上竹田416番地54
債務者　永井　俊介
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第９１号
福島県白河市久田野前田63番地　市営３―203号
債務者　橋本　英恵
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２１年（フ）第９２号
福島県白河市北登り町30番地18　高野方
債務者　水野　孝雄
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２１年（フ）第８７号
長野県飯田市高羽町５丁目７番地15ウインドパレス高羽Ｂ号
債務者　中塚　厚志
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２１年（フ）第８４５号
神戸市灘区大石東町５丁目４番４―309号、前住所大阪府豊中市南桜塚３丁目７番31号
債務者　佐々木理恵
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２３２号
神戸市長田区大道通１丁目14番地　フレール長田607号、従前の住所神戸市東灘区鴨子ヶ原２丁目14番５―202号
債務者　日髙　　進
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２４９号
神戸市兵庫区浜崎通１番28―707号
債務者　小中　俊二
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７０６号
名古屋市千種区竹越１丁目５番18号
債務者　橋本　紀子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４２５号
奈良市大和田町1063番地の10
債務者　高原しな子
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第４２６号
奈良市大和田町1063番地の10
債務者　高原　　毅
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第４９７号
奈良市南椿尾町202番地の１
債務者　中西　利幸
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
奈良地方裁判所